

袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱

<改正>

(令和4年4月)

千葉県袖ヶ浦市
都市建設部 都市整備課

宅地開発事業に伴う袖ヶ浦市の協議担当課一覧

主 な 協 議 内 容	協 議 担 当 課 ・ 係 等 の 名 称		
総合窓口に関すること	都市建設部	都市整備課(6F)	開発指導班
開発行為に関すること			
土地区画整理事業に関すること			
建築行為に関すること			
都市計画に関すること			
景観形成計画に関すること			
用途地域及び都市計画道路に関すること			
公園及び緑地に関すること			
自動車駐車場に関すること			
自転車駐輪場に関すること			
公共下水道受益者負担金に関すること		下水道対策課 (袖ヶ浦終末処理場)	業 務 班
公共下水道の整備計画に関すること			計画建設班
公共下水道の建設に関すること			施 設 班
農業集落排水に関すること			
公共下水道の接続及び宅内排水設備に関すること		土木管理課(6F)	管理調査班
道路の帰属に関すること(土木工事施工、占用申請)			
雨水排水計画及び施設の設置、整備に関すること			
河川・水路等への雨水流出抑制に関すること			
境界確定に関すること			
道路の整備等に関すること			
交通安全施設に関すること			
市道路網計画及び都市計画道路の建設事業に関すること			
流域変更及び調整池の計画、建設に関すること	土木建設課(6F)	河川排水班	
市の総合計画に関すること	企画政策部	企画政策課(3F)	
集会施設用地に関すること		市民協働推進課(2F)	
廃棄物の処理計画に関すること	環境経済部	廃棄物対策課 (クリーンセンター)	一般廃棄物班
ごみ処理及びごみ集積場に関すること			
浄化槽に関すること			
土砂等の埋立てに関すること			土砂・産業廃棄物班

自然環境保全に関すること	環境経済部	環境管理課(5F)	環境管理班
緑化協定に関すること			
公害対策に関すること			
環境保全に関すること		商工観光課(5F)	商工振興班
店舗計画に関すること			
農業振興地域に関すること		農林振興課(5F)	農政班
農業用水に関すること			
土地改良に関すること			農林土木班
林地開発に関すること			
千葉県福祉のまちづくり制度に関すること	福祉部	障がい者支援課(1F)	支援班
高齢者福祉計画に関すること		高齢者支援課(1F)	高齢者福祉班
介護保険事業計画に関すること		介護保険課(1F)	管理班
市地域防災計画に関すること	総務部	防災安全課(3F)	危機管理班
交通安全対策及び計画に関すること			交通防犯班
防犯対策及び施設に関すること			
児童福祉施設に関すること	市民子育て部	子育て支援課(2F)	子育て環境推進班
教育施設に関すること	教育委員会	教育総務課(旧館3F)	教育施設班
通学路及び幼稚園施設に関すること		学校教育課(旧館3F)	学事保健班
文化財の有無及び保全に関すること		生涯学習課(旧館3F)	文化振興班
消防水利に関すること	消防本部	警防課	警防班
消防施設(建築物)に関すること		予防課	調査指導班
農地転用に関すること	農業委員会事務局(7F)		

* その他必要に応じて担当各課と協議するものとする。

目 次

袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱

協議担当課等一覧表

第1章 総則

第1条 目的	1
第2条 定義	1
第3条 適用対象	3
第4条 事前協議	3
第5条 協定	3

第2章 事業者の責務

第6条 標識の設置	4
第7条 近隣居住者への説明及び報告	4
第8条 隣接地権者への説明等	4

第3章 宅地開発事業の基本的基準

第9条 関係法令等及び基本構想への適合	5
第10条 防災対策	5
第10条の2 周辺環境の保持	5
第11条 最低宅地面積の確保	6
第12条 宅地の分割及び建築に関する規制	6
第13条 人口計画	6
第14条 店舗計画	6

第4章 環境保全

第15条 公害防止	7
第15条の2 土砂等の埋立て	7
第16条 緑地の保全及び緑化の推進	7
第17条 農業用水の保全	8
第18条 合併処理浄化槽の設置	8
第19条 文化財の保護	8

第5章 公共施設

第20条 都市計画施設の整備	9
----------------	---

第21条	道路	9
第22条	公園等	9
第23条	削除	
第24条	消防水利	10
第25条	上水道	10
第26条	排水施設等	10
第6章 公益施設		
第27条	教育施設用地	11
第28条	社会福祉施設用地	11
第29条	保安施設用地	11
第30条	集会施設用地	12
第31条	医療施設用地	12
第32条	購買施設用地	12
第33条	自動車の駐車施設	12
第34条	自転車の駐車施設	12
第35条	共同住宅等の集会施設	12
第36条	防犯施設	13
第37条	交通安全施設等	13
第38条	廃棄物の処理計画	13
第39条	輸送施設	13
第7章 工事及び検査等		
第40条	工事の施行	13
第41条	工事の変更及び廃止	14
第42条	被害の補償	14
第43条	公共施設の使用	14
第44条	工事完了の届出及び検査等	14
第45条	瑕疵の補修	15
第8章 公共公益施設の管理及び帰属		
第46条	市に帰属する公共公益施設	15
第47条	帰属の時期	15

第48条 所有権の取得	15
第49条 所有権以外の権利の抹消等	15
第50条 帰属の方法等	16
第51条 市に帰属しない公共公益施設の管理等	16
第9章 まちづくりの健全化	
第52条 景観形成	16
第53条 地区計画	16
第54条 分譲時の説明	16
第10章 補則	
第55条 要綱に従わない者に対する措置	17
第56条 要綱に定めのない事項	17
附 則	17~19
各種様式	20~38
市に帰属しない公共公益施設の管理に関する基準（要綱第51条）	39~41
袖ヶ浦市宅地開発整備基準	42~80
袖ヶ浦市宅地開発事業に伴う雨水排水基準（要綱第26条）	81~84